

5 産業医科大学体育施設使用規程

(目的)

第1条 この規程は、産業医科大学（以下「大学」という。）における体育施設の使用に係る基本的事項を定め、もって当該施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で体育施設とは、体育館、武道館、運動場（陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、野球場、テニスコート、ゴルフ練習場を総称する。以下同じ。）、及び屋内温水プール棟（温水プール、流水プール及びスポーツセンターをいう。）をいう。

(使用資格)

第3条 体育施設を使用することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学の学生
- (2) 学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）の役職員
- (3) 大学又は産業医科大学医療技術短期大学の卒業生
- (4) 訪問研究員、産業医学海外流動研究員、受託実習生及び病院研修生
- (5) 産業医科大学長（以下「学長」という。）が特に許可した者

(使用の範囲)

第4条 体育施設の使用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 授業
- (2) 学生の課外活動
- (3) 役職員のサークル活動
- (4) 健康の保持増進のための運動
- (5) 学校法人又は大学が主催する行事
- (6) 学生又は役職員が主催する行事
- (7) 地方公共団体等公的機関の主催する行事
- (8) その他学長が特に必要と認めたもの

(使用期間等)

第5条 体育施設（温水プールを除く。）の使用期間は通年とし、温水プールの使用期間については別に定める。

2 体育施設の使用時間は、下表のとおりとする。ただし、学長が適当と認め特に許可したときは、この限りでない。

体 育 施 設 名	使 用 時 間	
	平 日	休 日
体育館、武道館、運動場	8：30～21：00	8：30～17：00
屋内温水プール棟 (温水プール)	月・水・金 17：00～20：00	休 館
屋内温水プール棟 (スポーツセンター)	月・水・金 17：00～20：00	休 館

(使用手続)

第6条 体育施設の使用手続は、次のとおりとする。ただし、天災その他の緊急やむを得ない事態の発生により使用する場合は、この限りでない。

- (1) 学生が使用する場で、その使用が継続的なものとなるときは、使用する年度の前年度の2月末日までに、その使用が一時的なものとなるときは、使用予定日の2週間前までに、それぞれ体育施設使用願(様式第1号)を大学事務部学生課(以下「学生課」という。)を経由して学長に提出しなければならない。
- (2) 第3条第2号から第4号までに規定する者が使用する場(第4条第1項第4号の規定により体育施設を使用する場合を除く。)で、その使用が継続的なものとなるときは、使用する年度の前年度の2月末日までに、その使用が一時的なものとなるときは、使用予定日の2週間前までに、それぞれ体育施設使用願を学生課を経由して学長に提出しなければならない。
- (3) 学校法人又は大学が主催する行事に使用する場合は、使用予定日の1月前までに体育施設使用願を学生課を経由して学長に提出しなければならない。
- (4) 第4条第1項第7号の規定による場合は、使用予定日の1月前までに体育施設使用願を総務部総務課から学生課を経由して、学長に提出しなければならない。
- (5) 第4条第1項第8号の規定による場合は、使用予定日の1月前までに体育施設使用願を学生課を経由して学長に提出しなければならない。

(使用許可)

第7条 学長は、前条各号の規定に基づいて、体育施設使用願が提出されたときは、使用状況、使用内容等を確認のうえ、当該体育施設の使用を許可する。

2 前項の許可は、学長が体育施設使用許可証(様式第2号)を交付して行うものとする。

3 第1項の許可は、学校法人若しくは大学に特別の必要が生じたとき又は天災その他の緊急やむを得ない事態が生じたときは、その許可内容を変更することがある。

(屋内温水プール棟の使用料)

第8条 第3条第2号から第5号までに規定する者が屋内温水プール棟を使用する場合の使用料は、別に定める。

(用具の貸出)

第9条 体育用具の貸し出しを希望する者は、あらかじめ学生課又は体育担当教職員の許可を受けなければならない。

(使用内容の変更及び中止)

第10条 体育施設の使用を許可された者が、当該許可の使用内容の変更をするときは、体育施設使用願を学生課を経由して学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 体育施設の使用を中止する場合は、速やかに学生課に届け出なければならない。

(使用者の義務)

第11条 体育施設を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災等の発生に十分注意すること。
- (2) 施設、設備、備品等を破損し、又は紛失しないこと。
- (3) 許可された時間、場所、使用目的等を遵守すること。
- (4) 使用の転貸はしないこと。
- (5) 使用後は、点検、清掃、原状回復等必要な措置を行うこと。
- (6) 施設内の機器等を使用する場合は、取扱方法等を遵守するとともに、体育担当教職員の指示に

従うこと。

(7) その他各施設において定められた使用心得及び禁止事項を遵守すること。

(許可の取消)

第12条 学長は、体育施設の使用について許可した後であっても、次の各号に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 体育施設使用願に虚偽の記載があると判明したとき。

(2) 使用許可の条件に違反があったとき。

2 前項第1号及び第2号の規定により、当該体育施設の使用を取り消された者については、以後の使用を許可しないことがある。

(損害の賠償)

第13条 体育施設を使用する者が、その責に帰すべき事由により施設、設備、備品等を破損し、又は紛失したときは、速やかにその旨を学生課に届け出るとともに、当該破損又は紛失に係る損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 屋内体育施設利用規程（昭和63年5月23日規程第6号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月28日規程第8号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条第1号関係）

体育施設使用願

年 月 日

産業医科大学長 殿

サークル名又は部課名

責 任 者 氏 名

㊦

学生番号又は内線番号

下記のとおり体育施設の使用許可をお願いします。

なお、使用に際しては、体育施設使用規程の各条項を遵守することを誓約します。

施設名称	
使用目的	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
使用時間	時 分 から 時 分 まで
使用予定人員	学内 学外 人 人 合計 人
体育用具使用	有（ ） 無
備 考	

様式第2号（第7条第2項関係）

体育施設使用許可証

年 月 日

殿

産業医科大学長

下記のとおり許可する。

記

施設名称	
使用目的	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
使用時間	時 分 から 時 分 まで
使用予定人員	学内 学外 人 人 合計 人
体育用具使用	有（ ） 無
備 考	

留意事項

- 1 使用者は、「体育施設使用規程」を遵守すること。
- 2 使用者が違反した場合は、使用許可を取り消し、以後の使用を許可しないことがある。